

株式会社ティンカーベルに対する警告について

平成22年1月21日
消費者庁

消費者庁は、本日、株式会社ティンカーベルに対し、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）又は同項第3号（商品の原産国に関する不当な表示）の規定に違反するおそれがあるものとして、今後このような表示を行わないこと及び本件類似行為の防止のために実効性ある措置を講じるよう警告を行ったので公表する。

1 関係人の概要

事業者名	株式会社ティンカーベル
所在地	川崎市宮前区宮前平二丁目5番地16
代表者	代表取締役 沓澤 浩也
設立年月	昭和50年6月
資本金	1億円（平成21年10月31日現在）

2 違反被疑行為の概要

関係人は、6品番に係る衣料品を一般消費者に販売するに当たり、以下のとおりの表示を行っていた。

No.	対象商品 (品番)	販売期間 (表示媒体)	表示内容	実際
①	パーカー (2239 ARL 30 2)	平成19年9月15 日ころから平成21 年9月14日ころま で (品質表示タグ及び 下げ札)	「綿 100%」と記載	フード及び袖口部分の 原材料に綿は100 パーセント用いられて いないものであった。
②	女児スーツ セット中のス カート及び蝶 タイ (5501 SU 832)	平成21年1月11 日ころから同年9月 10日ころまで (下げ札)	①「スカート 表地 ポリエステル 65% 毛 35%」 と記載 ②「蝶タイ ポリエステル 65% 毛 35%」 と記載	原材料に毛は用いられ ていないものであっ た。

【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：植木、會田

電話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

No.	対象商品 (品番)	販売期間 (表示媒体)	表示内容	実際
③	ジャンパー (0834-5008B L-JK8019)	平成21年1月15 日ころから同年9月 1日ころまで (品質表示タグ及び 下げ札)	「綿 100% リブ部分 綿 95% ポリウレタン 5%」と記載	本体部分及びリブ部分の 原材料に綿は用いられて いないものであった。
④	タンクトップ (0834-7012T N9617)	平成21年3月18 日ころから同年9月 10日ころまで (下げ札)	「綿 100% リブ部分 綿 95% ポリウレタン 5%」と記載	本体部分の原材料に綿は 100パーセント用いら れておらず、リブ部分の 原材料に綿及びポリウレ タンは用いられていない ものであった。
⑤	パンツ (8214 APH430)	平成21年3月20 日ころから同年9月 10日ころまで (品質表示タグ)	「MADE IN CHINA」と記 載	タイ王国で製造されたも のであった。
⑥	ジャケット (1212 JK489) (色番：A色、 B色、C色)	平成21年9月1日 ころから同月5日こ ろまで (品質表示タグ)	①A色・C色のものの一部 「表地 ポリエステル 100% 裏地 ポリエステル 100% フード中綿 ポリエステル 100%」と記載 ②B色のものの一部 「表地 ポリエステル 100% 袖・ヨーク・フード裏 ナイロン 100% 裏地 ポリエステル 100% フード中綿 ポリエステル 100%」と記載	①袖、ヨーク及びフード 裏の原材料にポリエステル は用いられていないも のであった。 ②袖、ヨーク及びフード 裏の原材料にナイロンは 用いられていないも のであった。

①パーカー (品番 2 2 3 9 ARL 3 0 2)

(品質表示タグ)



(下げ札)



②女兒スーツセット (品番 5 5 0 1 SU 8 3 2)

(下げ札)



③ジャンパー (品番0834-5008 BL-JK8019)

(品質表示タグ)



(下げ札)



④タンクトップ (品番0834-7012 TN9617)

(下げ札)



⑤パンツ (品番 8214 APH 430)

(品質表示タグ)



⑥ジャケット (品番 1212 JK 489 色番: A色、B色、C色)

(A色・C色のものの一部に取り付けられた品質表示タグ)



不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（権限の委任）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 及び 3 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

（平成二十一年八月十四日政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

○ 商品の原産国に関する不当な表示（抜粋）

（昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号）

- 1 （省略）
- 2 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
 - 一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - 二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - 三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

備考

- 1 この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国をいう。
- 2 （省略）

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法 第4条 (不当な表示の禁止)

不当な表示

○優良誤認表示 (4条1項1号)

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

①商品・サービスの内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

②商品・サービスの内容について、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

不実証広告規制 (4条2項)

消費者庁長官は、商品・サービスの内容 (効果、性能) に関する表示についての優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示 (4条1項2号)

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

①取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示 (4条1項3号)

- ①無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ②商品の原産国に関する不当な表示
- ③消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤おとり広告に関する表示
- ⑥有料老人ホームに関する不当な表示